

●論文●

人材育成という観点からの提言

木 船 憲 幸

(福岡教育大学障害児教育講座教授)

はじめに

本稿では「人材育成」という観点から、今後の「高等教育における障害学生支援」に関する提言を行いたい。なぜなら本学は、特色ある大学教育支援プログラム（以下、特色(GP)）において「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」という取組名称で採択され、教員という人材育成を特色としており、その内容は障害学生支援にかかわる人材育成に大いに参考となると考えるからである。

障害児支援経験を通じた教員養成プログラム
↳豊かな人間性と高い指導力を目指して↳

はじめに、特色GPに採択された本学の取組である「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」の概要について述べておく。本学の取組は、教員を目指す全学生を対象として、学力低下、いじめ、不登校、学習障害等といった教育問題を抱える学校教育の現場に対応できる教員を養成することを目的としたものである。これらの諸問題に教員が対応していくには、子どもひとりひとりが持つ教育的ニーズを理解できる豊かな人間性と、その理解を前提に個別のニーズに対応できる高い指導力を身につけることが必要

であると考えられる。本学とともに採択された広島大学の取組である「高等教育のユニバーサルデザイン化―総合大学における障害学生就学支援―」においても、その取組の有効性として最初にあげられた項目に「障害学生支援のための授業を通じて、一般学生が障害学生とともに学ぶことで、より『豊かな人間性を培っている』といえる」と述べられている。このことは、障害のあるひとへの支援は、障害のあるひとと本人に対するだけでなく、支援するひとにも利益をもたらすものであることを示している。すなわち、本プログラムは豊かな人間性と高い指導力の育成を目的とし、そのための方法として障害児支援経験を位置づけるものである。

本プログラムの具体的構成は、図1に示したとおりである。本プログラムは、障害児支援経験を通じた①「多様な個の理解と対応」（理論・授業科目の全学展開）、②「体験と理論の融合」（理論、体

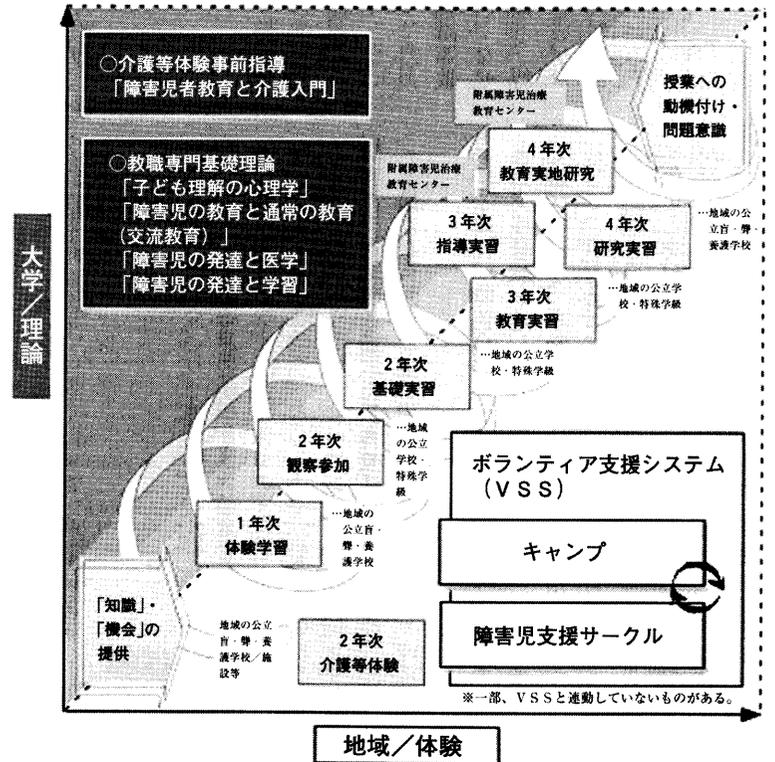
験・四年間にわたる体系的な実習）、③「さらなる体験の機会を提供」（体験・ボランティア活動）という三つの柱から構成され、いずれも地域との密接な連携に基づいている。

①は、障害児支援に関する授業科目を、教員を目指す全学生を対象にして開講するものであり、本学では全国に先駆けて、「介護等体験」事前指導を前期の授業としてカリキュラムに組み込み、教員免許取得をめざす全学生の必修とした。また、教職科目として全学展開している点は全国的にあまり例のない特色あるものといえる。

②では、教育現場での実体験を重視する観点から「一年次から四年次にわたる継続的・体系的な実習」を取り入れている。また、附属障害児治療教育センターにおける臨床サービスマスの学生参加が正規の授業科目「障害児教育指導実習」として単位化されている。この授業は、学生が障害児の支援に関する実践的知識・スキルを学び高い指導力を養うと同時に、個々の子どもへのニーズを捉えるプロセスを通じて、個の多様性に対応できる豊かな人間性を育むことができる機会を提供している。

③では、地域と連携してボランティア支援システムを構築し運用しており、学生の自主的なサークル活動の支援を含めて成果をあげている。

図1 福岡教育大学「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」の構造
(文部科学省平成16年度特色ある大学教育支援プログラム事例集より引用)

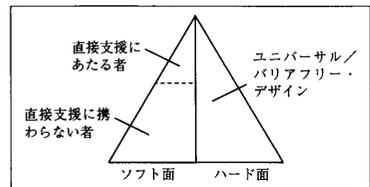


（本学GPからみた教員養成大学・学部における障害学生支援への提言

（一）障害学生支援に直接携わらない者への啓発・人材の底辺拡大

図2に示したように、障害学生支援においてはソフトとハードの面がある。支援者という人材はソフト面にあたるが、このソフト面においても実際のところ「すべての」学生・教職員が直接支援に携わるとは限らない。つまり、その他に直接支援にかかわらないが下支えとなるべき学生・教職員の存在がある。これらの多くの人々の意識・態度の高さが図2に示した三角形の頂点の高さと質を決める。これらの学生・教職員に対する啓発の役割を、本学の「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」では「介護等体験事前指導科目」や「教職科目で全学開講される障害児関連科目」といった授業科目が果たしており、障害学生支援を下支えする人材の底辺拡大が期待で

図2 障害学生支援を支えるソフト・ハード面



さる。このような「障害児支援関係科目の全学開講」は、すべての教員養成大学・学部においてカリキュラムの検討・工夫によって導入することが可能であり、本学が特色GPを踏まえて提言できる具体的な方策であるといえる。

前述のような授業科目は「障害児」に関するものであるが、これによって「障害者」への理解も促されることが期待できる。

(二) 障害学生支援に直接携わる者の育成・豊かな人間性と高い指導力

本学のプログラムは「障害児支援経験」とタイトルされているが、「障害児」支援の経験のみならず「障害者／障害のある学生」の支援経験を日常的に積むことで、さらに幅広く深みのある「豊かな人間性と高い指導力」の形成につながる。障害学生支援は、学内におけるボランティア活動のひとつとして、学生が日常的に、しかも四年間にわたって継続的にボランティア経験を積むものであり、「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」を充実・発展させる機能を有している。

このような意義は、「高等教育における障害学生支援」を推進する場合だけでなく、これに加えて本学のような

「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」を導入する場合についても同様の意義が期待できることを強調しておきたい。したがって「高等教育における障害学生支援」と「障害児支援経験を通じた教員養成プログラム」は相互補完的に、機会・底辺拡大および優れた人材育成としての効果を有しており、教員養成に寄与するものである。

(三) ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化された施設・設備の人材育成効果

障害学生支援に当たっては、ハード面として、学内のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化された施設・設備(図2)が必須である。そのような施設・設備を、本学の「障害児支援経験を通じた教育養成プログラム」の重要な新しい第三の柱として位置づけることができる。

本学のプログラムの特色は、カリキュラムとボランティア活動の二つの柱による障害児支援経験を通して、障害児の教育のみならず通常の教育を担当する教員をめざす学生に「豊かな人間性と高い指導力」を養成していくものである。

しかし、このカリキュラムとボランティア活動に加え、大学の物理的環境も教育機能を持っている。ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化された施設・設備は、「障害

児支援経験を通じた教員養成プログラム」に関する大学の教育機能の重要な一側面を担う要素として、新たに位置づけることができる。学生は、大学内において日常的に、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化された建物、教室、移動スペース、点字ブロック、障害者用エレベーター等の施設・設備を体験することにより、その重要性・利便性を認識することができる。さらに授業においても、支援に関連した具体的な施設・設備の意義を知ることによって、理論と体験の両面から「施設・設備のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の重要性・利便性」を学ぶことができる。このようにして、「豊かな人間性」と「高い指導力」を備えた教員の養成につながるのである。

人材育成の点から見た障害学生支援の主たる効用

人材育成という観点に絞って、高等教育における障害学生支援の効用について考えてみる。

まず第一には、広島大学の取組でも述べられているように、他者への理解と配慮のある人材を育成することは、「思いやりのある社会」の形成に寄与する。本学の取組においても、介護等体験に参加した学生から「障害のある人は、人それぞれであって一つのイメージではないというこ

とがわかりました」「どこまで手伝わせてもらったらいいのか相手の方に聞けばいいのだと気がついたので良かった」といった感想を得ている。この点を人材という点で一般化するならば、次のような効用が考えられる。たとえば企業において、①個々人の長所・短所の理解に基づく真の意味でのチームワークができる、②上司として部下個々人の特性等の理解に基づくリーダーシップを発揮できる。いずれも、互いに支援し合うことで集団としてのパフォーマンスを高めることができることを示している。強まる個人志向、コミュニケーション能力の低下等が就職先の企業で指摘されているが(たとえば「大学と学生」第四五六号)、この意味でも一般の総合大学において学生が障害者支援を経験することは、社会から期待される大学の役割である人材育成を果たすという点で意義が高いといえる。

第二に、行動力ある主体的な人材を育成することができる。本学の取組でも、たとえばボランティアでの障害児支援を経験した学生は、障害に対する疑問や問題意識を持ち、障害に関する授業に対して高いモチベーションを持って参加することをわれわれ教員は経験している。昨今の若者は主体性に乏しいと言われるが、「興味を持ったものに対して」であれば、学生は高い主体性を発揮することができる。では興味を持つものとは何か。その大きな要素のひとつが、

「他人（ひと）の役に立つことができる」「感謝される」という点ではないだろうか。主体的に取り組み、その成果と喜び・充実感を味わった学生は、主体的に行動する範囲・対象を広げていくに違いない。そこで、その実現をサポートするよりシステマティックなカリキュラムや課外制度を構築していくことを提言したい。

障害学生支援の副次的効用

一般に、障害者への対応にはさまざまな面で負担が大きいと考えられており、大学に取組を躊躇させる大きな要因になっているように思われる。そこで、障害学生支援に取り組むことは、必要な負担よりも大きなメリットを大学にもたらす、ということをおきたい。

まず、適切な支援を受けることで障害者が高等教育を享受できることにより、社会の一構成員としての人材育成ができる、ということがあげられる。米国でも障害者がさまざまな保護を受けるだけの状態よりも、労働者として社会で活躍することで、保護にかかる費用の軽減、労働・生産の担い手の確保および税収入の増加などによる利点が多いことから、障害者の社会進出が進められてきている。すなわち高等教育における障害学生支援は、社会にとって利

益をもたらすという発想の転換である。

次に、障害学生に対して「やさしい」ということは、一般の学生にも「やさしい」、ということである。たとえば聴覚障害学生が授業に参加していれば、話すスピードはゆっくりにしなければならぬし、ビデオ教材には字幕が必要になる。これらは一般の学生にとっても「やさしい」配慮となり、授業の理解を助けるであろう。したがって、授業において障害学生支援をするということは、とりもなおさず授業改善というFDの一環にもなり得るといえる。このことは特色GPに採択されている筑波技術短期大学や日本福祉大学、広島大学が揃って指摘している点でもある。すなわち、大学の教育の質（教育効果）を高め、支援の直接的対象である障害学生だけでなく、一般学生も含めてより優れた人材を育成できるといえる。なお、教育を担当する教員のみでなく、学生サービスを担当する事務系部門のサービスマンにもつながるものであることを付け加えておく。

以上述べてきたように、障害学生支援は必要なコストに比べ、大学経営に大きなメリットをもたらすことがわかる。したがってここでは、一部の先進的な取組をさらに推し進めるための具体的な支援上の新たな提言というよりもむしろ、全国の大学がその意義を認識し、積極的に取り組めるように推進していくことが必要であると提言したい。